

## 一般競争入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成24年2月1日

日本赤十字社石川県支部

支部長 谷 本 正 憲

### 1. 工事概要

- (1) 工 事 名 金沢赤十字病院 新病棟等建築工事 (建築主体工事)
- (2) 工事場所 石川県金沢市三馬2丁目251番地
- (3) 工事内容
  - ア 新病棟増築工事  
建築面積：1,911.09 m<sup>2</sup>  
延床面積：4,843.38 m<sup>2</sup>  
構 造 等：鉄筋コンクリート造、地上4階、塔屋1階 (耐震構造)  
(1～4階の各階を既存棟(S60年棟)に渡り廊下で接続)
  - イ 既存棟(S43・S49年棟)解体工事  
建築面積：1,547.68 m<sup>2</sup>  
延床面積：5,680.43 m<sup>2</sup>  
構 造 等：鉄筋鉄骨コンクリート造、地上4階、塔屋1階、一部地下1階
  - ウ 既存棟(S60・H01・H10年棟)改修工事  
延床面積：1925.22 m<sup>2</sup>  
構 造 等：鉄筋鉄骨コンクリート造、地上4階
  - エ 接続棟増築工事  
建築面積：219.06 m<sup>2</sup>  
延床面積：432.81 m<sup>2</sup>  
構 造 等：鉄骨造、地上4階 (耐震構造)  
(1～4階の各階を既存棟(S60年棟・H01年棟)に渡り廊下で接続)
- (4) 工 期 平成24年3月 (予定) ～平成26年8月末日 (予定)
- (5) 発注方式 建築主体工事、機械設備工事、電気設備工事の分離発注 (3件)
- (6) 本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

## 2. 競争入札参加資格

次に掲げる要件を満たしている者により構成されている特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。

### (1) 共同企業体としての結成要件

- 1) 自主的に結成された共同企業体であること。
- 2) 共同企業体の構成員は3者とすること。
- 3) 共同企業体の経営の形態は、共同施工方式とすること。
- 4) 共同企業体の構成員は、本工事にかかる他の共同企業体の構成員としての本件入札への参加、又は本工事に関連する分離発注工事（機械設備工事、電気設備工事）への入札への参加はできないこと。

### (2) 共同企業体の各構成員の共通資格要件

#### 1) 競争入札に参加することができない者

- ア 当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。
- イ 経営状態が著しく不健全であると認められた者。

#### 2) 本件一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から開札の時までの期間に、「日本赤十字社指名停止等の措置基準」に基づき、日本赤十字社から、又は石川県内で行われる営繕工事の不正行為等に基づき、石川県若しくは国からの指名停止等の措置を受けていないこと。なお、石川県及び国において同一の不正行為等によって指名停止期間が異なる場合は、そのうち早期に指名停止が終了する期間を対象とした上で、上記申請書の提出期限の日から開札の時までの期間に指名停止の措置を受けていないこと。

#### 3) 本工事に係る設計・監理業務の受託者である株式会社横河建築設計事務所と資本若しくは人事面において、次の条件に関連がある者でないこと。

- ア 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者。
- イ 代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている者。

#### 4) 会社更生法（平成14年度法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。

#### 5) 日本赤十字社石川県支部、金沢赤十字病院又は石川県赤十字血液センターにおいて建設工事「502建築一式」の競争入札参加資格の認定を受けていること。

### (3) 共同企業体の代表構成員の資格要件

- 1) 構成員のうちで出資比率が最大であること。
- 2) 平成14年4月1日以降に完成し、引渡し済である日本国内での建築工事で、以下と同規模以上の元請としての施工実績を単体又は共同企業体の代表者として有していること。

新築、増築又は改築工事に係る部分が鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、地上4階建以上、かつ、延床面積2,500㎡以上の病院建物。

- 3) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を本工事に専任で配置できること。
    - ア 一級建築施工管理技士又は一級建築士の資格取得後5年以上の実務経験を有する者。
    - イ 平成14年4月1日以降に、新築の病院建築（延床面積2,500㎡以上）の工事において、現場代理人、主任技術者又は監理技術者として施工した経験を有する者。
    - ウ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者。
    - エ 本件入札公告の時までに3ヵ月以上の恒常的な雇用関係を有する者。
  - 4) 経営事項審査結果通知書（審査基準日が直近のもの）における建築一式工事に係る総合評定値が1,200点以上であること。
  - 5) ISO9000シリーズ及びISO14000シリーズの認証を取得していること。
  - 6) 石川県内に本社（本店）又は営業所（支社、支店）を有すること。
  - 7) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による特定建設業の許可を受けていること。
- (4) 共同企業体の第2構成員の資格要件
- 1) 出資比率が20%以上であること。
  - 2) 石川県内に本社（本店）を有すること。
  - 3) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を本工事に専任で配置できること。
    - ア 一級建築施工管理技士又は一級建築士の資格取得後5年以上の実務経験を有する者。
    - イ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者。
    - ウ 本件入札公告の時までに3ヵ月以上の恒常的な雇用関係を有する者。
  - 4) 経営事項審査結果通知書（審査基準日が直近のもの）における建築一式工事に係る総合評定値が910点以上であること。
- (5) 共同企業体の第3構成員の資格要件
- 1) 出資比率が10%以上であること。
  - 2) 金沢市内に本社（本店）を有すること。
  - 3) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を本工事に専任で配置で

きること。

ア 一級建築施工管理技士又は一級建築士の資格取得後5年以上の実務経験を有する者。

イ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者。

ウ 本件入札公告の時までに3ヵ月以上の恒常的な雇用関係を有する者。

4) 経営事項審査結果通知書(審査基準日が直近のもの)における建築一式工事に係る総合評定値が830点以上であること。

### 3. 入札手続等

#### (1) 担当部局

所在地：〒921-8162 石川県金沢市三馬2丁目251番地

施設名：金沢赤十字病院

担当者：事務部 経理課 用度施設係長 飯田 裕二

TEL：076-242-9812 (直通)

FAX：076-243-7552

#### (2) 入札説明書等の配付期間及び場所

日時：平成24年2月1日(水)～平成24年2月15日(水)  
土曜及び日曜を除く10時00分から16時30分まで

場所：上記3(1)に同じ。

#### (3) 本工事にかかる一般競争入札参加資格確認申請書の提出期間及び場所

日時：平成24年2月1日(水)～平成24年2月15日(水)  
土曜及び日曜を除く10時00分から16時30分まで

場所：上記3(1)に同じ。

#### (4) 入札及び開札の日時及び場所等

日時：平成24年3月12日(月) 11時00分から

場所：〒921-8162 石川県金沢市三馬2丁目251番地  
金沢赤十字病院 A棟5階 講義室

### 4. その他

(1) 入札保証金 免除とする。

(2) 契約履行保証

落札者は、請負代金額の100分の10以上の、日本赤十字社が確実と認める金融機関(金融機関の長期債格付の投資適格基準で、「Baa2」及び「BBB」以上の格付)の債務保証、公共工事履行保証による保証、又は履行保証保険契約の締結による保証を行うこと。

- (3) 火災保険付保の要否 要。
- (4) 入札の無効  
本公告の示した競争入札参加資格のない者の入札、資格確認申請書等日本赤十字社に提出した書類に虚偽の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (5) 落札者の決定方法  
予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格を超え、最低制限価格に最も近い価格の提示をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (6) 配置予定技術者の確認  
配置予定の技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。
- (7) 手続きにおける交渉の有無 無。
- (8) 契約書作成の要否 要。
- (9) 関連情報を入手するための照会窓口 上記3(1)に同じ。
- (10) 競争入札参加資格の認定を受けていない者の参加  
上記2(2)5)に掲げる競争入札参加資格の認定を受けていない者は上記3(3)により本件競争入札参加資格確認申請書を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時に於いて、上記2(2)5)に掲げる競争入札参加資格審査の認定を受け、かつ、共同企業体として本工事に係る一般競争入札参加資格の確認を受けていなければならない。
- (11) 本件競争入札参加資格があると確認された共同企業体の構成員に、経営、資産、信用の状況の変動により契約の履行がなされないおそれがあると認められる事態が発生したときは、共同企業体に対し当該資格の確認を取り消すことがある。
- (12) 詳細は入札説明書による。